

道路占用許可書

新 規	更 新	変 更	号
			年 月 日

令和 年 月 日

〒

住所
氏名

担当者
電話

占用の目的			
占用の場所	路線名	市道	線
	場所	車道・歩道・その他	
占用物件	名	称	規 模
			数 量
占用の期間	令和 年 月 日から	間	占用物件 の構造
	令和 年 月 日まで		
工事の期間	令和 年 月 日から	間	工事实施 の方法
	令和 年 月 日まで		
道路の 復旧方法			添付書類
占用料金			

弘前市指令(道)第 号

令和 年 月 日付け道路占用許可申請協議については、別紙の条件を付して許可書 可答 します。

令和 年 月 日

弘前市長 櫻田 宏

教 示

- この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、弘前市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、弘前市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。